

食品に関するリスクコミュニケーション
～食品中の放射性物質対策に関する説明会～

平成 24 年 1 月 31 日（火）

福岡会場（アクロス福岡）

内閣府食品安全委員会

厚生労働省医薬食品局食品安全部

○司会（木村参事官） 皆様、大変お待たせいたしました。ただいまから、食品に関するリスクコミュニケーション、放射性物質対策に関する説明会を開催させていただきたいと思います。

本日司会を務めさせていただきます、厚生労働省大臣官房参事官の木村でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、本日の開催趣旨につきましてご説明申し上げます。食品中の放射性物質の問題につきましては、政府を挙げて対応を進めてきたところでございます。原発事故後、厚生労働省が食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、これを超える食品が市場に流通することがないように各地方自治体を中心となってモニタリング検査を行い、暫定規制値を超えた食品につきましては、回収や出荷制限などの措置が講じられてまいりました。

この暫定規制値は暫定的な対応として定められたものでありますことから、内閣府食品安全委員会におきまして、国内外の多数の文献をもとに、食品中の放射性物質による健康影響の検討が進められまして、昨年10月に食品健康影響評価が答申されたところです。その後、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会で検討が重ねられまして、昨年12月の部会で食品中の放射性物質の新たな基準値案が取りまとめられたところでございます。

この新たな基準値案につきましては、諸手続を経た上で今年4月の施行が現在予定されております。食品中の放射性物質の検査はこれまで9万件以上実施され、その結果が公表されてきたところですが、検査体制の充実を図るために地方自治体の検査の支援などが行われるほか、農林水産省では、生産者の方々の対策についてきめ細やかな対応を検討しているところでございます。

本日は、厚生労働省と内閣府食品安全委員会が、農林水産省とも協力しまして、新たな基準値案や食品中の放射性物質による健康影響、国や地方自治体が実施する検査の内容などにつきまして、国民の皆様方に理解を深めていただくために、このような説明会を開催させていただき、新たな基準値案などについての行政側からの説明の後に、会場の皆様方からご意見やご質問をいただきお答えするという形で進めさせていただきたいと思います。

初めに、お配りしてございます資料の確認をさせていただきたいと思います。封筒に入っている資料を出していただければと思いますが、まず議事次第、それから資料1「食品中の放射性物質による健康影響について」、資料2「食品中の放射性物質の新たな基準値について」、資料3「食品中の放射性物質の検査について～現状と今後の取組み～」、資料4「農業生産現場における対応について」という資料が入っているかと思います。

そして、今後の参考にさせていただくために、本日は封筒の中にアンケート用紙を同封させていただいております。お帰りの際に受付で回収させていただきたいと思いますので、どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

そのほかに参考資料といたしまして、食品安全委員会から食品安全モニターの募集のチラシ、食品安全委員会のメールマガジン登録のお知らせ、農林水産省からはメールマガジン「食品安全エクスプレス」のご案内ということで、それぞれ皆様方の封筒に同封させて

いただいているところでございます。

万一足りない資料がありましたら、事務局のほうにお申し付けいただければと思います。

続きまして、議事次第を御覧いただきたいと思います。本日の説明会におきましては、前半に情報提供といたしまして講演形式による行政関係者からの説明、後半でそれを受けての意見交換会をと考えております。

前半の情報提供でございますけれども、まず、内閣府食品安全委員会事務局勸告広報課リスクコミュニケーション専門官の久保順一より、食品中の放射性物質による健康影響についてという形で 20 分程度講演させていただきます。

次に、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐の鈴木貴士より、食品中の放射性物質の新たな基準値についてということで、これもやはり 20 分程度の講演を予定してございます。

その次に、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課健康影響対策専門官の竹内大輔より、食品中の放射性物質の検査について、これもやはり 20 分程度の講演を予定しております。

最後に、農林水産省生産局農産部穀物課課長補佐の清水治弥より、農業生産現場における対応についてということで、これについては 10 分程度の講演を準備しております。

その後 10 分程度休憩を挟んだ後に、会場の皆様方と質疑応答、意見交換会を開催させていただければと考えてございまして、閉会は 16 時の予定と考えてございます。どうか議事の円滑な進行にご協力賜われますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに、食品中の放射性物質による健康影響について、食品安全委員会事務局の久保順一より説明します。

○久保専門官 今ご紹介いただきました食品安全委員会の久保でございます。

私どものほうから、今検討されている食品中の放射性物質の基準値のベースとなった放射性物質による健康影響についてご説明させていただきたいと思います。

まず、放射性物質、放射線というのは、ベクレルとシーベルトと単位が 2 種類あって、体に対する影響はどういうふうになっているのかはなかなか理解しがたい状況があらうかと思います。まずはおさらいという形で、そこら辺の基礎的な部分についてご説明させていただきます。

ご存じの部分があるかと思いますが、放射線と一口に言ってもいろいろな種類のものがあるということでございます。ガンマ線、ベータ線、アルファ線、ほかにもいろいろあるんですけれども、ガンマ線は、いわゆる電磁波でして、一番下の図に書いてございますように物を突き通す性質があります。紙やアルミニウムは突き通してしまい、鉛でようやくとまります。ベータ線は、電磁波でなく電子の流れということで、紙は通すけれどもアルミニウム等でとまってしまうというものです。アルファ線はヘリウムという物質の原子核で、電子が回っている中心の部分の粒子でして紙でとまってしまう。このよう

に、一口に放射線と言ってもいろいろな性質があり、体に対する影響もさまざまに変わってくるということがまずベースにあります。

放射線を見るために単位がいろいろ示されております。一番メジャーなのはベクレルとシーベルトという単位で、新聞紙上等にもよく出ているんですけども、ベクレルという単位は放射線を出す能力を示す単位でございます。その物質がどれぐらい放射線を出す力を持っているかということで、例えば1キログラム当たり 500 ベクレルという単位が示されますと、ごく簡単に言うと、その物質1キログラムから毎秒 500 発の放射線が放出されていると。でも、先ほど説明しましたように、放出される放射線にいろいろな性質があります。それによって体に対する影響もそれぞれ変わってくるということで、横にありますシーベルトという単位で体に対する影響をはかることになります。

ベクレルからシーベルトに換算する係数として実効線量係数というのがございまして、先ほどご説明しました放射線の種類—アルファ線、ベータ線、ガンマ線それぞれで、体に対する影響は異なってきます。放射性物質にも、例えばヨウ素とかセシウムとかストロンチウムとかいろいろな放射性物質がございます。これも体に対する影響はそれぞれ変わってきますので、そういったものごとに定められた係数を掛けて、最終的に身体影響を及ぼす数字としてシーベルトという単位で、どういう形で浴びてもシーベルトで見た場合同じ影響として比較できるという仕組みになっています。

実効線量係数につきましては、1回摂取したとしても、50年間分の影響を積み重ねた数値であらわすようになっています。子供さんの場合は70歳までということでございます。

実際の計算方式になりますけれども、例えば1キログラム当たり 500 ベクレルのセシウム 137 を1キロ食べてしまったという場合は、下に書いてございますように $500 \text{ ベクレル} \times 1 \text{ キログラム} \times \text{実効線量}$ として 0.000013 ということで、体に対する影響といたしましては 0.0065 ミリシーベルトというようにあらわすことができます。

繰り返しになりますけれども、実効線量係数は放射性物質の種類ごと、口から摂取するのか、それとも吸入で体の中に入ってしまうのか、あと対象の年齢区分ごとに国際放射線防護委員会（ICRP）等で設定されています。

もう一つ、大きな関心事になろうかと思えますけれども、放射性物質というのは、一たん摂取するとなかなか体の中から出てこない、ずっと体の中にい続けて放射線を放出し、悪い影響を及ぼしてしまうのではないかとご心配をされる方が非常に多いと思うんですけども、それは正しくもあり、若干違う部分もあるということでございます。

放射性物質といえども放射線というエネルギーをどんどんと出していくと、やはり能力としては弱まってきます。物理学的半減期という言葉がありますけれども、セシウム 134 であれば、その力が半分になるのは 2.1 年、今一番問題になっているセシウム 137 であれば、半分になるのは 30 年もかかってしまう。現在ほとんど検出されていないヨウ素 131 は 8 日間で半分になってしまいますので、原発事故当初に放出されたヨウ素 131 は、ほとんど放射線を出し尽くして別の物質になっていて、我々の現実的な脅威には当たらないよ

うな状況になっているということでございます。

早くなくなる分にはいいんでしょうけれども、長い間放射線を出すものもあるということでございますので、それを万一とった場合、体に長い間影響を及ぼすのではないかとということでございます。放射性物質といえども一つの化学物質でございますので、一般的な化学物質であれば我々の代謝能力ということで、便とか尿といったもので排出されます。これを生物学的半減期といいます。ですから、物によって異なってはきますけれども、物理学的半減期と生物学的半減期の両方で体に対する影響が徐々になくなっていくことをまず念頭に置いて、体に対する影響をはからなければなりません。放射性セシウムの場合は、代謝が活発な1歳までのお子さんであれば9日間、ちょっと年配になってくると90日間という数字になっておりますけれども、いずれにしましても、物理学的半減期30年という期間に比べるとはるかに早い速度で体外に排出され、体に対する影響も少なくなってきます。

次は内部被曝と外部被曝についてでございます。内部被曝のほうが体に対するダメージが大きいのではないかと皆さんイメージしていらっしゃるかと思いますけれども、確かに基本的にはそうでございます。外部被曝の場合は、機械の前に立ってパシャッと放射線を浴びた瞬間だけ体に影響を及ぼすレントゲン照射と同じで、放射線が飛んでいるところに時間的にどれだけ曝露していたかで計算することができます。

しかし、内部被曝の場合は、先ほど申し上げたとおり、体の中に取り入れられてから、短い期間で排出されるものもあれば、長い期間で排出されるものもあるということでございますので、体にいつ続ける期間に応じた影響度をはかる必要があります。先ほどご説明いたしましたように、実効線量係数を掛けてシーベルトという単位にして、同じシーベルトという単位で見たときに内部被曝と外部被曝を同じように比較できるという仕組みになっています。ですから、先ほどは比較的早い期間で少なくなるセシウムの例をとりましたが、例えばストロンチウムのような骨にたまるものにつきましても、実効線量係数は影響度が高い数字になる形で定められているものでございます。

もう一つ、現在のような低線量の放射線に対する健康影響を検討するときには、やはりもとともある自然放射線から受ける影響も同様に比較しないと正確なところがわかりません。

私ども日本人はこういう原発事故が起こる以前から、ここに示していますとおり、年間約1.5ミリシーベルトいろいろな形で被曝しているという事実がございます。内部被曝、外部被曝と両方ございまして、食品由来では毎年0.41ミリシーベルト内部被曝しているという事実があります。これはあくまでも日本の平均でございますので、地域によっては高いところもあれば、もっと低いところもあります。ここに示してありますけれども、国内最大と最小では0.4ミリシーベルト程度の地域差があると言われてございます。

食品からの被曝の一番大きなのはカリウム40という放射性物質でして、これが一定の割合でカリウムに含まれているということでございます。カリウムはご存じのとおり、私どもの体を構成する必須の元素でございまして、カリウムリッチな食品はいろいろござ

います。当然ある一定の比率で放射性物質であるカリウム 40 が含まれておりますので、カリウムが豊富な干し昆布だと 2,000 ベクレルという、ちょっとギョッとする数字の放射能を持つことになっています。ただ、これはカリウム 40 のベクレルなので、体に対する影響はセシウム 137 と比較しますと約半分だとイメージしていただければと思います。半分といっても、干し昆布であればキログラム当たり 1,000 ベクレル相当になるということになります。ですから、我々の食生活なり生きている環境というのは、放射線による被曝から逃れようと思っても無理だということを、まずベースに置く必要があるかと考えます。

次に、放射線の健康影響の種類です。放射線に対する健康影響は 2 種類考えられているところでございます。

一つは確定的影響でして、これは比較的高い放射線量で出る影響です。高線量における脱毛とか不妊でございます。こういった確定的影響は、ある一定の少ないレベルになると全く影響が出てこないしきい値があるものだと整理されているところでございます。緊急被曝による永久不妊のしきい値は、男性では 3,500 ミリシーベルト、女性は 2,500 ミリシーベルトです。

もう一つは、低線量で起こる確率的影響と言われるものでございます。これは発症の確率が線量とともに増えるという影響で、いわゆるがんを示しています。下のほうにがんによるメカニズムを示しているんですけれども、先ほどお話したとおり、もともと私どもの体の中は放射性物質が一つの構成要素になっておりますので、細胞分裂しているさなかでも放射線がどんどん飛んで、当然それにおける影響を得ながら細胞分裂が続いてきています。DNA が壊れっぱなしになってしまうと、こういうふうな形で命をつないでいけませんので、それを十分避けるような生体防御反応があるということで、ほとんどの場合はいろいろな防御反応でがんが発症することはないんですけれども、ごくわずかなエラーが積み重なった結果、たまにがんになるということです。これがこれだけになれば必ずがんになる、絶対がんにならないといった確定的な部分で評価することはなかなか難しいです。

ここからが私どもの今回の評価の内容でございます。今般は厚生労働省と私ども内閣府食品安全委員会共催の説明会ということです。そもそも、どういう役割分担かといいますと、基本的には私ども食品安全委員会とはリスク評価機関でございます。科学的知見をもって客観的、中立公正にリスクを評価するというのが基本的スタンスです。その評価結果を受けて、厚生労働省のリスク管理機関が、政策的なもの、コストパフォーマンス、検査してちゃんと検出できるかという技術的可能性、あと皆さん放射線についてはいろいろご心配されるかと思っておりますけれども、そういった国民感情を含め、実際の個別の規制値を決定し、それが守られるように監視します。そういう形で完全に役割分担しているということでございます。

通常は、私どもが評価してから、リスク機関がルールづくりを行うという段取りになるんですけれども、今般は緊急時でございましたので順番を逆にして、まずは国民の安全性を守るために規制をかけ、その後その内容についてはどうかという評価を要請という形に

なりました。放射性セシウムを5ミリシーベルト／年をベースで規制することにつきましては、ICRP がもともになっているんですけれども、そのもとになったオリジナルの論文までさかのぼって検討した結果、今の暫定規制値として5ミリシーベルト／年はかなり安全側に立ったものであると、緊急取りまとめという形で評価をお返ししたところです。これはあくまでも緊急的な取りまとめということで、緊急時、平時問わない、放射性物質、放射能の体への影響については、10月27日に結果を取りまとめて通知したところでございます。これを受けて厚生労働省さんには、今、基準値案を取りまとめて、いろいろ作業を行っていただいているという状況です。

次は取りまとめた健康影響の内容についてでございます。放射線の健康影響に対する国内外の文献について精査させていただきました。日本語の文献ではなく、英語、ロシア語、いろいろな言語で書かれているものを直接評価させていただきました。

その中でやはり信頼性があるものを選ばなければいけないということで、次の観点からポイントを精査させていただきました。

一つは、被曝線量の推定が信頼できるのか。要はこの方がどれぐらい被曝したか、もとははっきりしないと、こういう結果になりましたという因果関係ははっきりしないので、そこが一番重要であるということです。それと、その統計的な処理が、別の要因が紛れ込まないように、しっかりと手法でされているかについても精査させていただきました。放射線の影響は特にがんでございますけれども、放射線だけではなく、飲酒、喫煙、生活習慣などいろいろな要素でがんになる可能性が出てきますので、そういったファクターがしっかり差し引かれて、純粹に放射線の影響によるものと整理されているものなのかが重要なポイントになります。

もう一つは、これは残念ながらという話になってしまいますけれども、私どもが収集させていただいた論文につきましては、食品由来の内部被曝に限定したものはほとんどありませんでした。ですので、外部被曝を含んだ疫学データを用いて検討させていただきました。

もう一つは、ここもいろいろ誤解を招く部分があるかもしれませんが、ICRP等の国際機関においては、リスク管理を行うためにある種のモデルを用いた推論を設けているいろいろな勧告を行っているという事実がございます。参考と書いてあるグラフは、高線量域から低線量域にかけて真っすぐな直線で被曝による影響が出てくるという、あくまでもモデル的なものでございます。放射線を防護するという目的からすると、いくら放射線が少なくなっても体への影響があり続けるんだと、そういう基本で管理するのは管理ベースとしては正しい手法ということで広く使われていますけれども、これが科学的に妥当かどうかは残念ながらはっきりしていません。低線量域ではもっと体に悪い影響を及ぼすという考えのモデルもありますし、逆に、体によい影響を及ぼすという考え方でモデルを作成しているケースもあります。どれが正しいかは残念ながら、低線量域に関してはまだ学問の世界でも統一したルールが発見されていない状況でございますので、私どもとしてはグレ

一の部分をあえて採用するのではなく、被曝した実際の疫学データを直接用いて評価させていただきました。

次はそのもとになった疫学データです。一つは、インドの自然放射線量の高い地域の大規模な疫学データでございます。累積線量 500 ミリシーベルト強で何世代も暮らしている方々が何万人もいらっしゃるということで、そういう方々について疫学調査をしたところ、発がんリスクに増加が見られなかったという報告がございます。

あと二つは残念ながら私ども日本人のデータになります。広島・長崎の疫学データです。20 万人以上が被爆者になったのですから、学問的には随分精査されているという考え方で採用させていただいたところです。

一つは、白血病による死亡リスクです。被曝した集団と被曝していない集団二つを比べてみますと、200 ミリシーベルト以上でリスクが上昇し、200 ミリシーベルト未満であればその差が認められなかったという報告がなされています。

もう一つは固形がんでございます。被曝された方 0 ミリシーベルト～125 ミリシーベルトを一つの集団として見たときに、その量と発がんの率をはかったところ何らかの直接的な関連性が認められたという報告がありました。しかし、上限を 125 から 100 に落として 0～100 を一つの集団と見たときには、これまで認められていた関連性がランダムになってしまい、統計的な確認ができなくなってしまったという報告がなされています。

今、500、200、100 という数字が出てまいりましたけれども、その中で私どもが一番保守的な数字 100 ミリシーベルトを採用させていただきました。

そして、最もご心配されている小児、胎児に関する論文についても精査させていただきました。チェルノブイリ原子力発電所事故に関連した報告ということで、5 歳未満であった小児に白血病のリスクが増加したという報告、被曝時の年齢が低いほど甲状腺がんのリスクが高かったというご報告、こういう論文があることは確認し、内容も精査させていただいたんですけれども、その子たちが最初もどれぐらい被曝したかがどうもはっきりしないこともございまして、ここまでいくと科学の領域を外れてしまうので、残念ながらここで示されている数字を私どもの評価に直接的に採用することはできませんでした。

胎児につきましては随分上のレベルからの影響ということで、100 ミリというよりも、1 シーベルトや 0.5 シーベルト以下では健康影響が認められなかったという報告がございました。

次に結果的な評価の概要でございます。放射線に対する影響が見出されるのは、生涯における追加の累積線量がおおよそ 100 ミリシーベルト以上からで、これは通常の一般的な生活で受ける自然放射線やレントゲン検査のような医療被曝は除いてございます。ただし、小児の期間につきましては、先ほどのチェルノブイリの報告にもございますように、感受性が成人より高い可能性があることを示唆させていただきました。それと、100 ミリシーベルト未満の健康影響につきましては、あるとないとも言えないと。飲酒や喫煙などのほかの発がん要因の影響が大きく出てくる関係もございまして、放射線の影響がこれくら

いあるという形で明確に分離することができませんでした。

次は「およそ 100 ミリシーベルト」という意味合いについてでございます。これは「101 ミリシーベルトでは必ずがんになる」「99 ミリシーベルトは大丈夫」といった危険と安全との境界線ではございません。食品のリスクについて管理機関が適切な管理を行うためのベース的な数字として示させていただきました。これを超えると健康上の影響が出る可能性が高まるのが、データで直接的に確認された統計の数字だということです。ですから、今いろいろなところで検査をされている食品からの追加的な実際の被曝量に適用されるべきものという位置づけだにご理解していただきたいと考えてございます。

ちょっと早口でご説明しましたが、私どもの説明は以上とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○司会（木村参事官） 次に、食品中の放射性物質の新たな基準値について、厚生労働省医薬食品局食品安全部の基準審査課、鈴木課長補佐のほうから説明します。よろしくお願いいたします。

○鈴木補佐 よろしくお願いたします。厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課の鈴木貴士と申します。

本日は、来年4月の施行を目指し、現在、厚生労働省で準備させていただいている食品中の放射性物質の新たな基準値につきましてご紹介させていただきます。

新しい基準値の解説に入る前に、現在の暫定規制値の考え方についてご紹介させていただきます。今回の福島事故が発生する以前には、国内の食品に関しまして、放射性物質の規制値の定めは特にございませんでした。そこで、今回の原子力災害に当たりましては、原子力安全委員会が原子力事故等を想定して定めておりました防災指針と呼ばれるマニュアルに掲載されていた飲食物摂取制限に関する指標を準用して、厚生労働省が所管する食品衛生法の暫定規制値という形で緊急的に定めたものになっております。

「暫定」という言葉がどういった意味を持つのかとご質問を受けることがあります。これについては、先ほど内閣府の食品安全委員会からも説明があったように、今回の暫定規制値は緊急的に定めたということで、通例の平時に定めている基準であれば、まず内閣府での食品の健康影響評価を受けて、そちらを踏まえて厚生労働省で基準を定めるという順番をとるのですが、今回は緊急的に法律の特記事項である、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき該当するものとして、厚生労働省で先んじて定めたという経緯がございました。ですから、最終的な食品健康影響評価が出るまでの扱いということで「暫定規制値」という呼び方をしております。

次は暫定規制値の計算の考え方です。まず、年間に食品からの被曝量として許容できる線量を ICRP 等の国際機関の勧告等に基づいて、放射性セシウムで年間5ミリシーベルトと設定いたしました。この放射性セシウムに対する5ミリシーベルトを各食品カテゴリーで1ミリシーベルトずつ割り当てしまして、それぞれの食品区分で成人、幼児、乳児の年代

別の摂取量と、感受性を考慮した線量換算係数を用いて、各年代の限度値を算出しまして、その一番小さな値を全年代の規制値とするという考え方を採用いたしました。

具体的には、例えば飲料水であれば、1日当たり成人の飲料水の摂取量が1.6リットルほど、乳児であれば0.7リットルほどありまして、その摂取量で1年間放射性物質を食べ続けても1ミリシーベルトに達しないようにということで、何ベクレル／キログラムの水であれば大丈夫だというような計算をいたしました。

これを見ていただきますと、飲料水であるとか野菜類、穀類、肉・卵・その他といったカテゴリーで一番最小となる値が成人の値になっております。多くの食品の場合、成人の摂取量が乳児や幼児よりも多いということで、内部被曝量がどうしても多くなるからです。

しかしながら、ご注目いただきたいのが牛乳・乳製品でありまして、こちらについては乳児や幼児の摂取量が大人の2.5倍から3倍程度あるということで、一番厳しい限度値は乳児の270ベクレルという値です。これらを安全側の配慮といたしまして端数を切り捨てるということで、現在の放射性セシウムの暫定規制値である200ベクレルと500ベクレルといった数字が出ております。

続きまして、新しい規制値の考え方の基本的な部分をご紹介します。

現在の暫定規制値も先ほど申し上げたような考え方に基づいておりまして、健康への影響は一般的にはないと評価されており、安全は確保されていると考えられておりますけれども、厚生労働省としましては、食品の安全と安心をより一層確保していく観点から、現在の暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げていくことを基本方針といたしました。

この1ミリシーベルトという値は、食品の一般的な規格を定めておりますコーデックス委員会、WHOとFAOという国際機関の共管で設置されている機関が、食品の放射性物質の基準に関しまして年間1ミリシーベルトという値を採用していることを考慮したものです。また、EUやベラルーシ、ウクライナといったチェルノブイリの事故の影響を受けた地域につきましても、事故の後、数年以上たってからでありますけれども、1ミリシーベルトという基準を採用していると承知しているところであります。

続いて、食品の区分についてです。暫定規制値では食品の区分を飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他と5つ設けていたんですが、今回の基準では基本的にはすべての食品を一般食品ということで一つに区分するという考え方に立ちました。しかしながら、特に配慮が必要と考えられた飲料水や、先ほどご説明した牛乳、新たに新設する乳児用食品といったものは、特別な区分ということで別出しの規制を当てはめるという考え方をとりました。

最終的な基準値としては、飲料水は10ベクレル、牛乳は50ベクレル、一般食品は100ベクレル、乳児用食品は50ベクレルという数字を提案しております。こちらの考え方については、後ほど説明をさせていただきます。

食品区分の考え方ですけれども、一般食品については、例えばお魚とお肉でお肉のほう

がすごく好きだとかいった方、それから例えば食物アレルギーなどがあって小麦の食べ物は食べられないのでお米だけを食べているよというような方であっても、計算上の被ばく量の見積もりに狂いが生じないように、すべての食品について規制値を同じに当てはめるという考え方を基本方針にとりました。それから、一般食品という形で基準値を細分化しないことで、どの食品が何ベクレルなんだといったことを一々気にしなくても、どなたでも買い物ができるようにと考えました。また、先ほど紹介しましたコーデックス委員会や、EU や米国などの先進国でも、食品は一つの基準というのがおおむね基本的な方針になっておりますので、国際協調の時代であることも考え、食品区分は少なくするという一方で、一般食品というカテゴリーを置くという方針といたしました。

しかしながら、飲料水、乳児用食品、牛乳については特別な配慮が必要だと考えたので、別の区分としました。飲料水は、先ほど食品の偏りというお話をしましたが、偏りなくすべての方が必ず摂取する食品であること、WHO という健康や保健に関する国連の機関が、飲料水中の放射性物質の指標としまして、放射性セシウムについて目安値でありますけれども 10 ベクレルという指標を提示していたので、これを参考にできないかと考えたこと、それから水道水中の放射性物質は厳格な管理も可能であるといったこと、こういった理由で特別な基準を設けようと考えました。特に飲料水につきましては摂取量が大変多くて、調理に使う水とかを含めると、飲料水と食品を合わせた摂取量の半分ぐらいが飲料水で占められるということで、ここの基準は非常に重要になってくるという考え方をとりました。

それから、乳児用食品につきましては、先ほど説明がありましたように、小児の期間については感受性が成人より高い可能性があるという食品安全委員会からの指摘がありましたので、子供だけが食べる食品について何らかの配慮ができないかということで区分を設けたところであります。

また、牛乳も先ほど紹介したとおり、子供での摂取量が大変多く、大人の 2 倍から 3 倍ぐらいあること、食品安全委員会が小児の期間について感受性が高い可能性があるという指摘していることを踏まえて、特別な区分とすることにいたしました。

続いて、今回の新しい基準値のほうで、規制の対象とする放射性核種の検討がどのようなものであったかをご紹介します。現在の暫定規制値では、規制の対象としている核種は、放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン、プルトニウム、超ウラン元素のアルファ核種です。今回は、福島原発の事故による放出に伴って、実態に即して規制を定めるということで、規制の対象は福島原発事故により放出した放射性核種のうち、原子力安全・保安院が放出量の試算値リストに掲載した核種で、半減期 1 年以上の放射性核種の全体とするいたしました。具体的には、セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウムの核同位体、ルテニウム 106 です。半減期が短く、既に検出が認められなくなっております放射性ヨウ素につきましては規制値を置かないことといたしました。また、原発敷地内においても、天然の存在レベルと変化がないウランについては、放出量が少ない

と見積もられますので、基準値は設定しないことといたしました。

続きまして、規制の対象は先ほど述べたとおりでありますけれども、実際に基準値を置く核種については少し工夫をさせていただきました。すなわち、基準値自体は放射性セシウムのほうに置きまして、それ以外の核種は放射性セシウムとの比率で管理をしていくという方法です。どうしてこういうことをしたかといいますと、放射性セシウム以外の核種につきましては、全国自治体等には検査機器も十分配備がない、それから現在でも検査をするとなると技術的な問題で、場合によっては1カ月とかかかってしまうということで、食品は流通し始めるとあっという間に消費されてしまいますので、検査結果が出てから回収といったことでは基準の実効性が担保できないからです。

具体的な計算がどうなっているかかと申しますと、経口摂取をする食品については、例えば畜産物であれば、原子力発電所から放出された放射性物質がセシウムだったら何%、ストロンチウムだったら何%と、いろいろな割合で土壌に移行し、同様に土壌から農作物（飼料）のほうにセシウムが何%、ストロンチウムであれば何%と移行して、畜産物がそれを食べると、それぞれまた何%ずつ移行するとある程度計算で推定されますので、畜産物にセシウムが1ベクレル入っているときにストロンチウムが何ベクレル入っているのかを推計いたしました。それに対して各放射性物質の線量係数を掛け合わせてあげることで、この食べ物を食べたときにセシウムから受ける被曝量は何%で、ストロンチウムから受ける被曝量は何%であるといったことを計算いたしました。

参考として、例えば放射性セシウム以外の線量として、19歳以上の場合では、ある食品を摂取したときに受ける被曝量は、セシウム以外に12%ぐらい含まれると見積もっておけば十分に安全側であろうという計算をして規制することといたしました。年齢別になっているのは線量換算係数が年齢によって違うからです。

続きまして、一般食品の基準値の考え方です。先ほどセシウム以外の核種を含めた管理を行うと説明いたしましたが、セシウム以外の核種をすべて含めて許容する年間の線量を1ミリシーベルトと設定しました。飲料水の基準につきましてはWHOのガイドラインに従って10ベクレルという基準を置くこととしまして、1日当たりの摂取量が2リットルぐらいありますので、そこから飲料水で消費される線量0.1ミリシーベルトぐらいを引き算して、これを一般食品に割り当てる線量としまして、先ほどの暫定規制値のときと同様に、年齢区分別の摂取量と規制対象とするすべての核種の線量の換算係数を考慮して限度値を算出しました。

この際に、暫定規制値と違って特徴的なのは、年齢区分をよりきめ細やかにいたしました。1歳未満の乳児の時期、学童期、中高生の時期、成人という形に区分をしました。さらに摂取量について、男女差があることが当然ながら知られていますので、摂取量についても男女別に使いました。また、妊婦さんについても同様に計算することを今回新たに取り入れました。

こうしたことをいたしました結果、最終的に最も厳しい限度値となったのが13歳～18

歳の男性でして、中高生の一番食べざかりの時期の男子が一番摂取量が多いこともありまして、限度値 120 ベクレルという数字が出てきました。こちらを安全側により厳しい基準にするということで、最終的に一般食品の基準値を 100 ベクレルという形にいたしました。

計算の際の補足ですけれども、すべての食品が基準値の上限で汚染されているという仮定はあまりにも実態ではないため、汚染されている食品の割合は 50% と見積もって計算を行っております。現在の暫定規制値でも同様の考え方をとっております。

続いて、乳児用食品の範囲についてです。乳児用食品に含まれる食品については、乳児用調整粉乳、いわゆる粉ミルクのほかに、一般に消費者の方が表示などを見てこれは乳児向けだなと判断する可能性が高いものといったしました。例えば、6 カ月用、7 カ月用とか書いてあるような食品や、赤ちゃん用と書いてある食品です。

それから、牛乳についての範囲とその基準値についてです。牛乳を含む食品とは、まず牛乳がありますが、そのほかに、消費者の方からは一般的に牛乳と同様の食品だと解釈されて消費されているものがあります。行政的には、いろいろな省令で何々乳、何々乳というような名前があって、それぞれが乳であって、それぞれが乳製品であってという定義があるんですけれども、一般の消費者の方から見て牛乳の代替食品だと思われるようなものを牛乳の区分の含めることにいたしました。具体的には牛乳、低脂肪乳、加工乳、乳飲料と言われるものを牛乳の区分といたしました。一方、乳製品の中で、乳酸菌飲料であるとか発酵乳、チーズといったものは、子供での摂取量が顕著に多いといったデータも得られなかった、また、牛乳とは見た目も違うということで、今回はこれらは一般食品に区分するという形にいたしました。

それから、乳児用食品と牛乳の基準値の計算の仕方ですが、これらは子供への配慮の観点で設ける食品区分であるということで、先ほどの一般食品では汚染割合を 50% と見積もりましたけれども、それよりもさらに安全サイドに立って、万が一流通する食品のすべてが汚染されてしまっていたという場合でも問題がないように、一般食品の半分の基準値である 50 ベクレルを基準値としました。

続いて、製造、加工食品の基準値の考え方でございます。製造、加工食品につきましては、原材料だけでなく、製造、加工された状態でも一般食品の基準値を満たしていただくことを基本としております。現在の暫定規制値でも同様の考え方を採用しています。しかしながら、暫定規制値になかった考え方として、新しく下の①、②の考え方を入れております。

①は、干しシイタケのような乾燥キノコ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜などのように、原材料を乾燥させて、乾燥状態で流通などがなされて、その後実際に食べる時には消費者の方が必ず水戻しをされるような食品についてです。これらは、乾燥状態で摂取するということはあまり考えられないということを踏まえまして、基準値を適用する状態を水戻しを行った状態とするという考え方を取り入れました。ただし、ノリ、煮干し、するめ、干しブドウなどは同様に乾燥させた加工食品なわけですが、こういったものは水戻

し等はされずにそのまま摂取されますので、それぞれ乾燥された状態で一般食品の基準値を適用することになります。

②は、お茶や米油のような、原料から抽出して飲んだり使用される食品についてです。これは、原材料の状態と実際飲んだり使ったりする状態が全く異なります。例えばお茶は茶葉を浸出させて飲むわけですが、実際に摂取するのは茶葉ではなくて、そこから浸出された飲用水であるということで、お茶は飲む状態で飲料水の基準値を適用すると。米油は、米ぬかを原料としてつくられるわけなんですけれども、米油は米ぬかの状態を基準値の適用対象とはせずに、油にした状態で基準値を適用するという考え方を採用しました。実際に摂取する状態の安全性を担保することが一番重要であるという考え方からこういった考えを取り入れています。

経過措置につきましては、今度の基準値は来年4月の施行を目指しておりますけれども、来年4月より前に製造、加工された加工食品等につきましては、賞味期限までその流通を認めることを考えています。現在の暫定規制値に基づく食品であっても安全性は確保できているという考え方から、市場への混乱を避けるために取り入れた考え方です。もちろん4月1日以降に製造、加工された食品については新基準値を適用していきます。

それから、別立ての特別な経過措置の対象とする食品として、米、牛肉、大豆を農林水産省から情報提供をいただきまして設定することとしました。すなわち米、牛肉については経過措置として6カ月間、旧基準を適用する。大豆につきましては9カ月間、同様に経過措置を適用する。米、牛肉の製造、加工食品も9月30日までに製造されたものについては旧基準を適用する。大豆の加工品についても12月31日までに製造、加工された食品については経過措置を適用するという考えをとっております。大豆、米などは1年1作で、もう23年度産のものが市場流通していて、それをすべて回収し検査して100ベクレルの新基準を適用しているかどうかを確認して再度流通させるといったことが市場の実態に合わないし、牛肉なども冷凍の形で23年度のもが当面流通することなどを考慮しての対応でございます。

続いて、基準値の上限の食品を一定の割合で摂取した場合の被曝量がどの程度になるかという計算であります。これは先ほどの規制対象とする核種すべての合計の線量になります。これを見ますと、13歳から18歳の男子が基準値をずっと食べ続けるというワーストケースで年間0.8ミリシーベルトになると。成人も大体同程度だと。しかしながら、1歳未満や乳幼児の年代につきましては、成人の半分ぐらいの値にとどまるという形になります。しかしながら、この値はすべてワーストケースで、実際にはあり得ない数字ですので、実際にはどの程度になるのかという推計も行っております。

次のグラフが、我々が行った新基準値を当てはめた場合の放射性セシウムのみからですが、被曝量の推計値であります。こちらがモニタリングデータ——自治体で検査いただいている検査結果から推計された、大体真ん中の汚染濃度の食品を1年間食べ続けた場合の被曝量が大体0.043ミリシーベルト、上から10%の濃度の食品を食べ続けた場合で

0.074 ミリシーベルトという値が出ました。基準値としては1 ミリシーベルトを上限と置いていますけれども、こういった形で、実際の被曝量はさらに1 けた小さいオーダーにとどまるのではないかと推計をしております。

その次のグラフは別の視点でして、現在の暫定規制値の運用状態での調査であります。これはマーケットバスケット調査という方法ですが、実際に東京、宮城、福島に出向いていきまして、その土地のものを購入して一般的な食べ方をした場合にどれぐらいの被曝量になるかを計算したものです。濃い紺色の部分がセシウムからの被曝量なんですが、東京だと0.003 ミリシーベルト程度でほとんど見られない。宮城、福島でも0.02 ミリシーベルト=20 マイクロシーベルト程度が年間の線量となります。黄色の部分が、先ほど食品安全委員会からも紹介がありました放射性カリウムからの被曝量で、おおよそ0.2 ミリシーベルト程度あると。これと比較しましても、セシウムからの追加の被曝量というのは十分小さく、また、その変動の幅の中におさまるような程度まで現在の暫定規制値でも管理できているというデータの一つの例になります。

最後に、今後の見直しに係るスケジュールをご紹介します、ご説明を終わらせていただきます。

今回ご紹介させていただいた基準値の案は、昨年12月22日に厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の放射性物質対策部会のほうでまとめていただいたものになります。こちらにつきましては、現在、文部科学省の放射線審議会で放射線防護の観点から審議をいただいているところです。同時並行で、現在、パブリックコメントのご意見をいただいておりますし、WHOを通じて世界各国へも情報提供させていただいております。また、今回のようなリスクコミュニケーションを開催させていただいておりますので、こうしたところでいただいた意見を最終的に薬事・食品衛生審議会にもう一度お諮りしまして、基準値を来年4月に施行していきたいと考えております。

説明は以上であります。どうもありがとうございました。

○司会（木村参事官） 次に、3点目の食品中の放射性物質の検査について、厚生労働省の医薬食品局食品安全部監視安全課の竹内健康影響対策専門官から説明いたします。

○竹内専門官 ただいまご紹介にあずかりました、食品安全部監視安全課の竹内と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、副題にもございますように、食品中の放射性物質の検査につきまして、現状がどうなっているのかということと、あと、先ほど基準審査課のほうから説明をさせていただきました新たな基準値が施行された後にどういう検査体制になっていくのか、もしくは厚生労働省としてどういうことを取り組んでいくのかについてご説明をさせていただきたいと思います。

食品中の放射性物質に関する対応につきまして、まず全体的な中身についてご説明をさせていただきたいと思います。

食品中の放射性物質に関する暫定規制値につきましては、原発事故発生後、速やかに設定しております。それを踏まえまして、食品中の放射性物質に関する検査が3月18日以降実施されております。お配りした資料では1月23日現在となっておりますが、昨日までに9万9,188件の検査がなされておりました、そのうち暫定規制値を超えるものが1,085件という結果になっております。これらの検査の多くにつきましては、出荷前もしくは流通される前のものですので、暫定規制値を超えた食品の流通で回収や廃棄の対応をとるのは極めて限定的なものに限られているところでございます。

加えまして、政府全体としましては、こちらにお示ししておりますが、原子力対策本部において、検査結果に基づく出荷制限のスキームを設定いたしまして対応させていただいているところでございます。

出荷制限のなされている食品につきましては、右下にお示ししております。御覧になるとおわかりいただけるかと思えますけれども、福島県が若干多くなっております。これは、警戒区域などが最終的に出荷制限の対象という形で残っておりまして、警戒区域では実際には検査ができないということがありますので、その部分については解除基準の解除の条件を満たすことができないということで、一部地域で幾つかのものが出荷制限として残っているからでございます。

続きまして、行政側の食品中の放射性物質の対応のスキームについてご説明をさせていただきます。まず、原子力災害対策特別措置法に基づきまして、政府に原子力災害対策本部というのが設置されております。本部長は内閣総理大臣となっております、厚生労働大臣も一員でございますが、各閣僚が構成員となっております。こちらのほうで食品の出荷制限、摂取制限の設定や解除に関しての指示を行ったり、食品衛生法で暫定規制値を設定する際に、まず原子力安全委員会の助言を受けまして、その考え方を厚生労働省のほうに提示するといったことをしております。

出荷制限や摂取制限の設定、解除につきましては、原子力災害対策本部の方から考え方のガイドラインが示されておりまして、そちらの考え方にに基づきまして、各都道府県等で検査などが実施されているところでございます。

真ん中のほうに厚生労働省の役割が書かれております。食品衛生法が食品中の放射性物質の検査の根拠条文となっております、厚生労働省はその食品衛生法を所管しております。そういう中で厚生労働省の役割としましては、先ほど説明をさせていただいておりますが、食品中の放射性物質の規制値の設定、食品中の放射性物質の検査の企画立案、これに加えて、各都道府県等で実施されている検査結果の集約と公表をさせていただいているところでございます。

1例といたしまして、出荷制限に関しましては、政府において示されたガイドラインに基づきまして各都道府県のほうで実施されているところでございますが、都道府県が実施した結果に暫定規制値を超えるようなものがございましたら、こちらに示しておりますような関係省庁とも連携をしながら、原子力災害対策本部のほうで出荷制限をするかどうか

といった判断をさせていただいております。

食品中の放射性物質の検査につきましては、先ほど簡単にご説明させていただいておりますが、原子力災害対策本部においてガイドラインを策定しております。

まず、対象となっている自治体は 17 都県でございます。これの内訳につきましては、原子力災害対策特別措置法に基づきまして、出荷制限がかかった品目のある都道府県とその隣接する自治体ということになっております。

実際に検査する対象品目としましては、これまでに暫定規制値を超えた食品、摂取量の多い食品、出荷制限が解除された後に一定の期間検査のフォローが必要だと考えられるような食品、あとは生産状況における主要農産物、市場流通品等の対象となる食品の中でして、地方自治体のほうで地域の実情に合わせて検査する品目を選びまして、その中で検査が実施されております。

対象区域につきましては、当初、放射性物質の汚染状況がはっきりとしておりませんでしたので、手探りで実施していたところでございます。参考資料として資料 14 ページのほうにもつけさせていただいているんですけども、文部科学省のほうで実施されております環境モニタリングのデータが出てきておりますので、そういった結果も踏まえて実際に検査区域を設定しているところでございます。

検査頻度につきましては、スライド上では検出状況に応じて強化という形になっておりますが、17 都県の実際の検査状況等を見ますと、例えば肉は毎週水曜日、牛乳は毎週火曜日といったように、曜日と品目を決めて実施されているという形が多いように見受けております。

また、検査の結果、実際に暫定規制値を超えたような食品が見つかった場合につきましては、検査の結果、見つかった自治体とその周辺の自治体に対して、厚生労働省のほうからその食品について検査を強化してくださいと要請させていただくといった対応をとらせていただいております。

続きまして、検査が実際どのように行われているかということでございます。検査につきましては、基本的にはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法を原則としております。ただ一方で、皆様ご承知かと思いますが、昨年 7 月に汚染稲わらを問題としました牛肉の汚染流通の問題が発生いたしましたことを受けまして、特に汚染牛肉が流通している自治体のほうから全頭検査を実施したいというご要望がございましたので、それを踏まえまして、ヨウ化ナトリウムシンチレーションスペクトロメータ等を使った放射性セシウムスクリーニング法を、7 月 29 日に厚生労働省のほうから通知させていただいております。当初は牛肉の問題があったということで牛肉を対象としておりましたが、それ以降は米や麦といったものへも拡大しておりまして、最終的には今のところ暫定規制値が 500 ベクレルになっている食品についてはすべて適用できるという形になっております。

測定の流れにつきましては、牛肉や生茶葉を例として挙げてお示しをしておりますが、食品を均一にしまして、それを容器の中に詰めて、容器を測定機器の中に入れてはかると

というような形でされております。

続きまして、厚生労働省のほうでの地方自治体の検査の支援体制ということでご説明をさせていただきたいと思います。厚生労働省では検疫所を含む国立機関や大学等の試験研究機関を紹介する仕組みを構築してまいりました。チェルノブイリ原発事故が発生して以降、検疫所で特に欧州産の食品に対して放射性物質の検査をしてきたという実績がございますので、そういった実績を生かすということで、福島原発事故以降についても各都道府県からの検査の要望におこたえするという形で対応させていただいているところでございます。

二つ目につきましては、先ほどご説明いたしましたように、スクリーニングの検査の試験法を随時導入してきたところでございます。

三つ目は飛ばさせていただきます、四つ目ですけれども、ゲルマニウム半導体検出機器といった、地方自治体で行う検査機器の購入補助といった形での財政的な支援措置を関係省庁でも行っているところでございます。

あわせて国のほうでもみずから流通段階の買い上げ調査ということで、皆様がスーパーやネット等で食品を買われることも多いかと思うんですけれども、そういった段階にある食品を国みずから買ひまして、食品中にどのくらい放射性物質が含まれているかという検査を実施しております。

なぜ実施しているかといいますと、本日おつけしております資料 15 ページにもありますように、都道府県で各検査計画を策定しまして実施しているところではございますけれども、地方自治体で実施の頻度にばらつき等があるということで、実施の頻度のばらつきがある中でも検査がうまく体制として回っているかを確認しまして、この買い上げ調査の結果を踏まえまして、必要に応じて該当する自治体に対して検査のやり方等について助言をする、技術的な支援を行うという形でさせていただいております。

加えまして、各自自治体、特に先ほどお示ししました 17 都県での検査計画を厚生労働省のホームページで公表しております。なぜしているかということになるかと思うんですけれども、実際に 17 都県でどんなふうに検査が行われているのかがよくわからないというところがございますので、そういったところについてはホームページのほうに公表して、どういう検査が行われているか皆様にご理解いただけるような形をとりたいということで、させていただいているものでございます。

続きまして、先ほど冒頭で申し上げました出荷制限等についてご説明をさせていただきたいと思います。原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限につきましては、3 月 21 日に原乳やハウレンソウといった葉菜類につきまして、最初に出荷制限が指示されております。それ以降、1 枚目のスライドでお示ししましたように、いろいろな食品について出荷制限の設定がされてきております。

考え方につきましては、原子力災害対策本部のほうで 4 月 4 日にお示しされておりました、原則、ここにありますように、放射性物質の検出状況を踏まえて検討していくという

形になっております。この中で地域的な広がりが認められた場合には出荷制限をかけるということになりますし、著しく高濃度の値が検出された場合については食べることも控えていただくということで、摂取制限というのをかけております。

食品衛生法と原子力災害対策特別措置法の関係でございます。食品衛生法では実際に食品を検査して暫定規制値を超えたという場合、当該ロットについては食品衛生法違反ということで回収や廃棄等の処理がなされることとなります。極端な例で申し上げますと、ある農家の畑から出てきたものについては食品衛生法で違反がとれます。ただ、その隣の畑については食品衛生法では検査をしていないので、回収等ができないということがあるかと思えます。それをサポートする形で、地域的な広がりが確認された場合については、原子力災害対策特別措置法に基づいて出荷制限、また、著しく高い値が出た場合については摂取制限という対応をとらせていただいております。食品衛生法ではできないところを原子力災害対策特別措置法に基づいてサポートしているという体制がとられているところでございます。

続きまして、出荷制限、摂取制限の設定条件についてご説明をさせていただきます。先ほど申し上げましたが、地域的な広がりが認められた場合に、地域、品目を指定して設定しております。地域というのは基本的には都道府県ですので、福島県であれば福島県全域、宮城県であれば宮城県全域を原則という形で実施してきておりました。当初はそうのように県の全域という形で実施してきておりましたが、自治体や業界団体のほうから、もう少しきめ細やかな設定ができるんじゃないかというご要請がございましたので、昨年4月4日に考え方が示されて以降、複数区域、管理状況や市町村ごとに細分して、管理がちゃんとできる場合については、県全域ではなく、例えば何々市、何々市、何々市について出荷制限をするというような対応をとらせていただいているところでございます。

また、指示につきましては、2枚目のスライドでお示ししておりますが、原子力災害対策本部長である総理大臣から各都道府県知事のほうになされております。実際にその指示をする際に当たりましては、出荷管理の状況とかを確認する必要があるがございますので、事前に指示の内容や管理の内容等について都道府県とも十分に協議を行った上で実施させていただいているところでございます。

一方、スライド下のほうにございます解除につきましては、出荷制限の指示がなされた自治体のほうからの申請によるという形になっております。解除の対象につきましては、例えばお茶の集荷状況ですとか牛乳の流通状況等を踏まえて複数区域に分割することが可能となっておりますので、県全域という形ではなく、例えば複数市町村で実際に流通が固まっていることが認められる場合については、複数市町村ごとに出荷制限の解除をしていただくことができるようになっております。

出荷制限の解除の要件ということで、放射性ヨウ素の場合と放射性セシウムの場合の、実際に検査の条件として認められる範囲が書いてございます。実際こういう条件を満たすということを考える場合については、例えば牛肉の場合ですと、えさの管理をしっかりす

る、検査体制をしっかりとするという取り組み、お茶の場合ですと、放射性セシウムが若葉に集まるというような話もございますので、深刈りをしっかりと検査を実施していただいて、暫定規制値を下回っていることを確認する、そういった取り組みが必要になってくるのではないかと考えております。

続きまして、実際に都道府県で行われた検査結果についてのご説明をさせていただきます。先ほどご説明いたしましたように、各自治体で検査が実施されておりました、その検査結果につきましては厚生労働省のほうで集約して、厚生労働省ホームページで毎日公表させていただいております。

実際に公表をさせていただく際には、暫定規制値を超えている場合については、暫定規制値を超えた数値と、超えたということがわかるようにさせていただいておりますけれども、超えていない場合でも、その数値を公表させていただくとともに、仮に不検出ということでNDと書かれる場合でも、どこまではかったのかというのがわかるように、検出下限値を記載をして公表させていただいております。検出下限値を公表している理由につきましては、皆様のほうから公表してほしいというご要望もありますし、どこまでしっかりはかっているのかというのをはっきりさせるためにも公表することが適当ではないかと考えております。

このほか、こちらには書いておりませんが、実際の検査結果につきましては、ヨウ化ナトリウム検出器を用いたのかゲルマニウム半導体検出器を用いたのかといった情報ですとか、流通していた品目なのかまだ流通していない品目なのかといった情報についても、あわせて公表させていただいております。

ここから先3枚につきましては、自治体からご報告いただいた検査結果をまとめたものとなっております。こちらの野菜類や乳製品につきましては、3月ごろに一時的に高い値が出ておりますけれども、その後は減少した後横ばいになっています。

水産物については、横ばいという形になっております。なお、野菜類、水産物、乳製品で目盛りが違いますことをご確認くださいと思います。

続きまして、肉類と穀類についての結果でございます。肉類では7月のところが若干振れ幅が大きいと思いますが、先ほどご説明いたしましたように、汚染稲わらの関係で一時的に高くなっておりまして、その後、各出荷制限のなされた地域での飼料管理や検査体制の充実に伴いまして下がっているという結果になっております。

続きまして、穀類のほうにつきましては、6—7月ごろと11—12月ごろで若干ばらつきが出ている結果になっております。6—7月ごろの結果につきましては、小麦といったものの影響が出ておりまして、後ろのほうにつきましては米の影響が出ているということで、検査品目が異なるために検査結果に若干ばらつきが認められております。

続きまして、暫定規制値の超過割合でございます。左側が福島県、右側が福島県以外になっております。福島県も福島県以外も3月～6月以降に比べるとおおむね減少傾向が認められておりますが、スライドで赤の三角でお示ししておりますキノコ類については、

秋口に高くなっている結果になっているのがおわかりいただけるかと思います。キノコ類に関しましては、スライドの下にもお示ししていますように、露地物が出回る 10 月、11 月ごろでして、この時期の暫定規制値超過割合が若干高くなっているという結果になっております。

次に、今後の取り組みということで、今後、厚生労働省としてどのようなことを実施していくかをまとめております。まず、新たな基準値ということで、地方自治体で 23 年度に実施してきました検査結果を踏まえ、今あります食品中のモニタリング検査のガイドラインの見直しを進めているところでございます。また、先ほどの汚染稲わらの関係で新たな検査法としてお示ししておりますスクリーニング法につきましても検討を進めてまいりまして、先週末に素案を厚生労働省のホームページで公表して、2 月 13 日までパブリックコメントを実施させていただいております。加えまして、地方自治体の検査体制の支援を引き続き進めるということで、一例といたしまして、厚生労働省におきましても、地方自治体の検査機器の整備に係る財政的な支援を行わせていただいております。

最後になりますが、私が本日申し上げたことにつきましては、厚生労働省のホームページに掲載されておりますほか、首相官邸ホームページ等でも公表されておりますので、一度御覧いただければと思います。

ちょっと早口になってしまいましたが、説明は以上でございます。ありがとうございました。

○司会（木村参事官） それでは、最後の情報提供のテーマとなります農業生産現場における対応について、農林水産省生産局農産部穀物課の清水課長補佐のほうから説明します。

○清水補佐 皆さん、こんにちは。農林水産省の清水と申します。

私のほうからは、お手元の資料 4 を用いて、農業生産現場における対応についてご説明させていただきます。

今日お話しする内容は三つあります。まず、放射性物質の管理対策につきまして、農林水産省がどのような考え方で取り組んでいるのか、そして先ほど厚生労働省からご説明がありましたが、農畜産物中の放射性物質の調査結果を見まして、今生産されている農畜産物の放射性物質の濃度が現状でどのようなになっているのかという点、そして農業生産現場で現在どのような取り組みを行っているのかという点をご紹介します。

まず、農林水産省の基本的な考え方ということです。何より重要なのは、国民に安全な食料を安定して供給することです。これが大前提です。このため、放射性物質検査が円滑に行われるように関係県あるいは生産者の方を支援しています。農林水産省としては、食品衛生法や基準を所管されている厚生労働省に協力しまして、農林水産業の現場での取り組みを進めております。

それでは、幾つかの品目ごとに放射性物質調査の結果を見ながら現状をご紹介しますと思います。

まず、米についてです。23 年度産の米につきましては、土壌中の放射性セシウムの濃度が高いところでは作付制限を行いました。その上で、作付制限以外の区域で生産された米について検査を行って、暫定規制値を超えるものが流通しないような取り組みを行ってまいりました。このグラフが秋までに東日本 17 都県で行いました米の調査結果を、濃度別に分布をお示ししたものです。全体の 99%が 50 ベクレル以下という結果になってございます。福島県だけを見ても、98%が 50 ベクレル以下、90%が 20 ベクレル未満という結果になっております。ただ、残念ながら、この秋までの調査が終わった後に、福島県の一部の米で暫定規制値を超えるものが見つかりました。その後、今、福島県で緊急調査を行っている最中でございます。ただ、このグラフで御覧いただきたいのは、福島の米全部が非常に高い濃度で汚染されているというわけではないということです。全体の分布からすれば、あくまで 20 ベクレル未満が大半を占めているんだというところをご理解いただければと思います。

米で暫定規制値を超過した放射性セシウムが検出されたことを受けまして、農林水産省では福島県と連携して、実態把握と要因の解析を行っております。

まず、実態把握として、規制値超えが検出された福島市大波地区、及び非常に高い値が出る傾向がありました特定避難勧奨地点が存在する地域等におきまして、基本的に全戸、全農家の米の調査を行っているところです。特に大波地区については全袋の調査を行っております。

それとともに、なぜこのような高い濃度の米が生産されたのかという原因を追究するために、その要因解析を行っております。

まず、緊急調査の結果ですけれども、こちらに年末時点の数値をお示ししておりますが、1 月 20 日時点ではもう少し調査が進んで、年末ですと 5,000 戸弱でしたが、今 1 万 5,000 戸まで検査が進んでおります。その中で暫定規制値を超過した農家数、経営体数が年末時点で 30 戸、現時点でも 1 万 5000 戸のうちの 35 戸、数量としても 49 トンという状況になっております。

それを濃度別に御覧いただきますと、特に高い濃度が検出されたところだけをピックアップして全戸調査を行った結果を見ても、94.5%が 100 ベクレル以下だということです。最新の数字で言いましても、99%、大体 1 万件以上が 100 ベクレル以下になっているということです。そうはいっても、500 ベクレル超の農家もありますし、今検討されております新しい食品の基準値である 100 ベクレルを超えるものが幾らか出ているという状況です。

こういった規制値、新しい基準値を超える米がわずかでも生産されたということを踏まえて、それがなぜ発生したのか、要因解析の中間報告という形で昨年の年末に取りまとめた内容をご紹介します。

まず、高い値の米が生産された圃場の特徴としましては、土壌中の放射性セシウム濃度が高かったということです。ただ、土壌中の放射性セシウム濃度だけでは、このような米の濃度との相関はきれいには出ませんでした。ほかにも要因があるということで、これに

加えて、高い濃度の米が出た田んぼでは土壌中のカリ肥料の施用量が極端に少なかったという特徴がありました。実はカリウムというのは、作物の根から養分を吸収する際にセシウムと競合関係にありまして、カリウムが少ない土壌においてはセシウムが根から比較的吸収されやすかったことが考えられます。もう一つ、米で高い値が出た圃場というのは、山間部の狭い水田が多かったと。こういうところは農業機械が入らなくてなかなか深くまで耕せないということで、根の張りが浅かったということです。イメージで言えば、稲の株を持つとすぽっと抜けやすい、そのぐらい根の張りが浅かったということです。こういう条件を考えますと、土壌の表層に高濃度の放射性セシウムが残って、そこに張った根から放射性セシウムを吸収しやすい状態にあったのではないかとということが考えられます。

もう 24 年産の稲の作付の時期が迫ってきております。昨年の年末に 24 年産の稲の作付の考え方を示しております。簡単に申し上げますと、23 年産米の調査の結果を踏まえて、24 年産も高い値が出そうなどころについては作付制限を検討するということです。具体的に作付制限を行う範囲については、今、福島県はじめ関係自治体の方とご相談しているところであります。必要なところで作付制限を行った上で、生産をするところについては新基準値を超過する米が流通することのないよう、調査密度、調査設計を考えていくという方針で今検討を進めてございます。

次に、米以外の品目の放射性物質調査の結果を御覧いただきます。全体として、100 ベクレル以下が 84%という状況になってございます。

100 ベクレル超の部分拡大してお示しします。幾つかの品目に分けてグループごとにご説明をしますと、まず野菜です。野菜については時期別に分けてございます。野菜については、暫定規制値の 500 ベクレルを超えるものが原発事故の直後に多く見られました。特に葉っぱが開いたような形をしたホウレンソウ等の葉菜類に多く見られたという傾向があります。これは事故直後に放射性物質が降下してきて、野菜にそのまま付着したことによる影響が大きかったものと考えられます。その証拠に 7 月以降、野菜につきましては、ほとんど超過事例が見られないという状況です。

次に果実や茶です。こちらについても幾つか超過の事例が出てございます。これらは木でつくる作物ですので、根が深く張るという特徴がございます。これまで調べた結果を見ますと、茶や果樹は、葉っぱや木の幹や樹皮に放射性物質が降下、付着して、それが茶の新芽や果実に移行したのではないかと考えられます。後ほどご紹介しますが、そういった原因を踏まえた対策を今後進めているところでございます。

あとはキノコ類についても超過の事例が出ております。キノコについては、原因としてほだ木ですとか菌床用の培地が考えられますので、キノコのほだ木等については基準値を設けて、それを超えないほだ木等を使って生産するような管理を行っているところです。

ここまでいろいろな品目をグループごとにご紹介しましたが、この調査結果はあくまで放射性セシウムのものでございます。先ほどの発表の中で放射性カリウムのご紹介がありました。特にキノコや野菜、あるいは肉にもカリウムは含まれます。これまでのこういう

検査の結果とともに放射性カリウムも含まれるという事実はあるのですが、放射性物質を気にしてキノコを食べないとか、野菜を食べないといったことよりも、例えば野菜や果実は一定量食べれば、がんのリスクを減らすという報告もございますので、今申し上げた放射性物質調査の結果を見ながら、バランスよく野菜もキノコも食べていく、そのような食生活を送ることが重要かと考えております。

次は畜産物です。まず、原乳の調査結果ですけれども、原乳は3月までの結果では幾らか高い事例が見られましたが、4月以降はすべて50ベクレル以下という結果になってございます。

それから食肉については、先ほど少しお話がありましたが、原発事故発生時に圃場に放置されていた稲わらを給与した影響で、牛肉で規制値の超過事例が見られました。ただ、全体として見ますと、98%が100ベクレル以下という結果になってございます。また牛肉については出荷制限の対象となった県を中心に全戸調査、全頭調査が行われておりまして、規制値超えのものが流通しないような対策をとってございます。

以上が現状でございます。

ここからが放射性物質の高い農産物を生産しないようにするための生産現場の取り組みでございます。

まず、先ほどご紹介した稲の作付制限ですとか収穫物の検査に加えて、生産面での取り組みとしまして、まず、土壌の汚染を招かないようにするため、作物に与える肥料や土壌改良資材等についても暫定規制値という基準値を設けまして、その基準値を超過するものが使われないようにするという取り組みを行っております。

それから、農地の除染、放射性物質の吸収抑制の取り組みです。農地の除染に関していえば、農地土壌の表土の削り取り、あるいは表層土と下層土を反転させるという取り組みも今徐々に進めているところでございます。それから吸収抑制という点でいえば、果樹については、幹の樹皮を削る粗皮削りですとか、高圧水で樹皮を洗浄するといったことによって樹体表面の放射性物質を取り除く取り組み、それから茶については収穫を深く刈り込むことによって放射性物質のついた葉や枝を取り去るといった取り組みによって、今後高い値が出ないようにする対策をとっております。

それから畜産についての対策は、家畜に与える飼料を管理することが重要です。飼料については、飼料の暫定許容値を設けまして、暫定許容値を超えた飼料が流通して使われないようにするという対策をとっております。また、各自治体においても牧草や稲わらのモニタリング調査を行うとともに、汚染稲わらにつきましては別途対策をとりまして、高い濃度の稲わらについては隔離・処分をするという取り組みを進めています。

もう一つ、畜産の取り組みとしまして、特に牛肉については出荷制限4県での全頭・全戸検査や屠畜場における検査を行っております。その他の豚肉、鶏肉、卵についてはモニタリング検査を行っているという状況です。牛乳につきましても、原乳の段階でクーラーステーション、または乳業工場単位でモニタリング検査をしています。このようにして規

制値を超えた畜産物の流通を防止するという取り組みが行われているところです。

以上、駆け足でしたが、農畜産物の放射性物質の濃度の現状と、安全な食品を安定的に供給するという観点で、今、農業生産現場で行っている取り組みをご紹介します。

最後に、農林水産省という立場もございますが、農業生産の現場、それから利用してくださる加工業者さん等々と仕事でお話をする中で感じることを申し上げますと、先ほど濃度分布を申し上げましたが、普段の商品選択の中で、東日本のものだから、あるいは特定産地のものだからといって敬遠したり控えたりするよりも、今ご紹介しました生産現場での取り組み、それから先ほど申しましたように福島の米でも濃度分布は圧倒的に 20 ベクレル未満であるという現状、さらにそれを低くしようという取り組みが行われていることを踏まえて、バランスのよい食生活を行っていただくことが、被災地の生産者、あるいは関係者の皆様に応援することにもつながるのではないかと考えております。

当然のことながら、引き続き農林水産省としましても、生産現場に対して新しい基準値にきちんと対応して、安全な食品を安定的に供給できるようにより一層力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

ご清聴ありがとうございました。

○司会（木村参事官） これから以後は皆様方と意見交換会を開催していきたいと思えますけれども、その前に 8 分程度休憩して、皆様方の左側の時計で 25 分から再開させていただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

休 憩

○司会（木村参事官）皆様よろしいでしょうか。ここから先は皆様方と予定の時間まで、意見交換会をさせていただきたいと思えます。

先ほど、行政側から四つの大きなテーマ、すなわち食品中の放射性物質による健康影響、食品中の新たな基準値、流通や検査といったこと、そして農業生産現場における今の状況といったようなテーマについてお話し申し上げました。先の二つ、すなわち健康影響と基準値はよく似た関係がございますし、また、検査ですとか流通あるいは食品の前の農業生産の現場についても関連がございますので、大きく二つに分けて、まずは先ほどの話の前半についての質問を受けつけたいと思えます。それがある程度できましたら、今度は後半のテーマに変えますので、いろいろと全般にご質問されたい方もおられると思えますが、そのあたりを心得てご質問いただければと思えます。

質問されたい方はまず挙手をしていただいて、挙手された方の中から私が指名します。その方からご発言いただければと思えますけれども、質問の前にできましたらなるべくお名前とご所属を申しただければ幸いです。

また発言につきましては、なるべく簡潔にお願いします。なるべく多くの方のご質問に答えさせていただきたいと思えますので、その点についてもご協力のほど何とぞよろしく

お願い申し上げます。

まずは、前半の、食品中の放射性物質による健康影響並びに食品中の放射性物質の新たな基準値関連についてのご質問を受けさせていただきたいと思います。ご質問等ある方はどうか挙手をお願いします。どうぞ。

○質問者A よろしく願いいたします。■■■と申します。

食品安全委員会につきましては、東京でやっていますところにも何度か足を運ばせていただきました。まず1点は、その際に山添座長さんがいらしたときに、外部、内部合わせて100ミリと当初おっしゃっていて、その委員会の現場で私も外部、内部合わせてなんだなど。それが、ふたをあけてみたら、突然、内部被曝100という数字が出ていまして、一般の人間には何の説明もないまま、マスコミ等では当然のごとく片方で100だと落ちついていましたけれども、その辺の科学的な、そちらをとったことの意味ですね。

それから、やっぱり外部、内部はまぜてはいけないんで。そちらでご説明なさっている方も、結局、内部に関しては信頼に足る知見がない、データがないんだとおっしゃっていて、国内外の3,300文献に当たりましたとおっしゃっていましたが、私はその文献を精査する現場にもいたんですけれども、非常に恣意的であるなと感じました。この3,000件というのは英文のレポートだけなんですね。チェルノブイリというレポートがニューヨーク科学アカデミーから出ましたけれども、あれには5万以上のロシア語とかウクライナ語の文献も含まれております。そういう点に関して、久保さんや鈴木さんがご存じなのか。

それから、いつも厚労省の方は「がんが、白血病が」とおっしゃいます。ユーリ・バンダシェフスキーさんの放射性セシウムの人体に与える医学的影響というレポートを見ますと、セシウムはあらゆる臓器にたまって、あらゆる影響を起こしているようでございます。

その辺についての話、2点お願いいたします。

○久保専門官 内部、外部合わせて100ということで、皆様には非常にご心配というかご迷惑、誤解を招いたことについては反省させていただいております。

ただし、当初の評価の中にも外部被曝が現状低い状況において、平時、緊急時間問わずというスタンスからやっていることでございますので、基本的には食品由来の内部被曝に対する評価というのは食品安全委員会の仕事ということです。内部被曝のデータが十分なかったということもございまして、確かにデータとしては外部被曝のデータも活用させていただきましたけれども、アウトプットとしましては、食品由来の内部被曝によるものということは当初よりいろいろな形でご説明させていただいたところです。

ただし、学問的な部分として、もともとのデータが外部被曝も含めたデータでございますので、そこは参考の一つの根拠になろうかという形で、山添先生はご説明をされたかと存じます。集まった評価の方向性、スタンス、取りまとめの内容を含めて、食品由来の内部被曝についての評価につきましては一切変わるものではないというのが私どもの考え方でございます。

もう一つ、ニューヨークアカデミーというのは、済みません、具体的にどういう団体か

承知はしていないんですけれども、バンダジェフスキーさんの論文につきましては、たしか4論文ほど出ていたと思うんですけれども、私どもでも評価させていただきました。セシウムの心臓病とかに係る影響につきましてはあるということでございますけれども、その人がどれぐらい被曝したかというもとの線量の推定や、その後の統計的な手法につきましては、それを直接的に採用するぐらいの根拠が見つけられなかったため、残念ながら私どもの採用には至ることができませんでした。無視したわけではございません。

以上でございます。

○司会（木村参事官） そのほかの方ございませんでしょうか。

○鈴木補佐 厚生労働省の鈴木でございます。

先ほど、バンダジェフスキーさんの論文のことなどのご指摘がありましたが、基本的にはそういった科学的知見の整理、精査、それからそれを採用するか否かを純粹に科学的に検証するといったところは、内閣府の食品安全委員会さんのほうで非常に入念に、本当に時間をかけてしていただいて、その帰結として今回の答申をいただいていると考えております。先ほど内閣府の食品安全委員会の久保さんから説明があったとおりと厚労省としては受けとめて対応しております。

○司会（木村参事官） それでは、ほかの方おられますか。その左の黄色い服の方。今、マイクをお回しますので、できればご所属、お名前を言ってから、発言をよろしくお願いいたします。

○質問者B 埼玉から一時避難してきた■■■■と申します。

2点お伺いしたいんですけれども、1点は、子供が今小学校の2年生ですけれども、給食に関して基準値を大人と一緒に100ベクレルでいいかどうかです。また基準値を下げるという措置とかはないんでしょうか。

○鈴木補佐 基準値のことですけれども、今回、基準値を計算する際には、学童の方や中高生など給食を食べられるお子さんを含めて、1日の平均的な摂取量に基づいて、3食あるわけですけれども、お昼御飯も含めて食べて大丈夫なようにという計算をしております。ですので、今回出させていただいている100ベクレルという基準を満たしている給食であれば問題ないと考えております。

○質問者B 私も草加でいろいろ活動していて、実際、西日本の野菜とかを取り入れたり、かなり気にしていて、お子さんの尿検査とかもしました。30人検査をして大体半分から0.38とか出ているんですね。その数値に関してどのようにお考えでしょうか。セシウム134、137で0.38、一番高くて1まで出ている子がいます。それでも大丈夫ということなんでしょうか。

○司会（木村参事官） 先に食品安全委員会の方から。

○久保専門官 それは福岡に越してこられた子という意味じゃなくて、福島で生活されているお子さんですか。

○質問者B いえ、違います。埼玉です。

○久保専門官 埼玉に避難されてきた子で、尿の中にセシウムが排出されるというのは、順調に排出されているということだとは思いますが。どの時点の検査かというのと、そこでセシウムが含まれている食べ物をどれくらい食べていたかによるとは思いますけれども、それだけでその子の健康に問題があると直接的に結びつけることはなかなか難しいかなと思います。まず、その前段のものと現状のものを勘案しないと、将来その子が病気になる可能性はちゃんとはいえないと思います。それだけを見るとというのはちょっと難しいかなと思いますけれども。それはいつの調査ですか。

○質問者B 先月の調査です。1月ですね。検査して。

○久保専門官 それは初めて出たということでしょうか。

○質問者B 初めて出ました。

○久保専門官 それは当然個人の健康の影響に対するデータになりますけれども、それに対する検査されたお医者さんなり専門家のご意見はどうでしょうか。

○質問者B 医者ではなくて、検査機関に頼んであるので。これから食べ物に気をつければ大丈夫ですとは言われているんですけども。

○久保専門官 放射線はもちろん、個人的な感受性もありますし、その子の置かれている環境はいろいろあるかと思うんですよ。ですから、その意味合いも含めて、医学的な見地で、ちゃんとしたところというところであれですけども、放射線医学総合研究所という国の機関もございますので、そういった専門的なところで、個人的な診察というか。それは、こういう一般論で話すべきものではなく、個々の状況についてお医者さんがちゃんと見識というか意見を言ったほうがよろしいかなと思います。

○質問者B 放射能に関しては医者のほうがわかりません。

○久保専門官 いや、ちゃんと放射線の専門のお医者さんがいますから、ちゃんとその方にご相談されるべきだとは思いますが。

○質問者B 私が言いたいのは、福島ではなくて、250キロメートルも離れている埼玉でも尿検査で出ている子が結構多いということです。それだけ知ってほしかったです。

今後、基準値を下げるときに、子供のために数値をもうちょっと低くしていただけるとありがたいなと思っています。

最後なんですけれども、先ほど自然放射線のことをおっしゃったんですけども、自然放射線は人工放射線と同じで体に影響があるのでしょうか。例えば人工放射線だとセシウムは甲状腺や筋肉にたまり、ストロンチウムは骨にたまりやすいとか、いろいろ病気を引き起こすんですけども、自然放射線も人工放射線と同じく体に影響があるということでしょうか。

○久保専門官 要するにベータ線とかガンマ線とかいう放射線による、体への影響というのは同じです。ただし、放射線を出す物質、例えばストロンチウムやヨウ素は、特定の臓器にたまりやすい影響がありますよね。だから、その分の影響というのは、直接臓器を攻撃するというので、それは重く見なければいけません。ただし、出てくる放射線につい

ては人工だろうが天然だろうが、ガンマ線だったらガンマ線、ベータ線ならベータ線、同じように体に影響を及ぼしますという意味合いです。

○質問者B 例えばカリウム 40 と書かれているんですけども、これは何線ですか。

○久保専門官 ガンマ線です。

○質問者B これもカリウム 40 が入っている食品を摂取した場合に、同じく……。

○久保専門官 同じく放射線を出して細胞を攻撃しているということには変わりないと思います。

○質問者B 遺伝子を傷つけられているのは同じということでしょうか。

○久保専門官 同じです。ただし、もともと防御する機能が私どもの体の中にあるということです。

○質問者B ありますよね。結局、自然放射能は体に影響がないのに、何で延々と自然放射能と人工放射能をこうやって比べているのかが理解できなかったんですけども。

○久保専門官 放射線のレベルが低くなると、追加の部分と、もともとある部分の増えた部分がほとんど変わりがなくなってきます。そこは変動の部分に吸収されるということです。そこで、そこを取り出してそれだけが危ないとかいう切り出しが難しくなるというか、別に評価することが難しくなります。レベルが低くなると、もともとある部分にどんどん近づいてくるし、天然の変動の中に吸収されることもありますので、追加の健康被害が大きくなるというのはなかなか見つけにくくなるという意味合いでございます。

○質問者B 自然放射性物質は体に取り入れても、結局、全部排出されると聞いているんですけども。

○久保専門官 それは人工のものでですね。遅いものもあれば早いものもありますけれども、基本的には外に出ますし、天然物はずっとある一定の水準を保ち続けるので、排出されても、また新しく口から吸収されますから、ある一定のレベルはずっと人間が生きている限りは。

○質問者B 結局、体に影響があるかどうかです。影響がないのに、何でこんなに自然放射線はこれぐらいで人工はこれぐらいでと比べるのが理解ができないんですね。

○質問者C 済みません、ほかにも質問があるので、申しわけないんですけども、個人的なことは後にしていただきたいんですけども。みんな質問したいことはたくさんあると思うんで。ここで時間をとってしまうと、質問したい人ができなくなります。お願いします。

○質問者B わかりました。済みません、申しわけないです。

○司会（木村参事官） よろしいですか。どうぞ、手前の方。

○質問者C 子供がおりまして、給食のことなど心配しております親ですけども、■■■と申します。よろしくお願いいたします。

質問したいことはたくさんあるんですけども、時間も限られておりますので、少しにいたします。

まず、内部被曝にシーベルトを使っていらっしゃるけれども、シーベルトは外部被曝の適用にしか妥当ではないという意見もかなりあります。もちろんそうですね、外部被曝の影響。それをなぜ内部被曝にも適用して換算されるのかが理解できません。

それから、被曝の影響を白血病とがんとされておりましてけれども、ロシアやウクライナなどの結果から、特に免疫疾患や染色体がばらばらになったりといった遺伝的な影響などいろいろな症状が出るということは言われておりますし、国のほうでも随分前にいろいろな研究がなされていることがネットでもわかっております。そういうことがありながら、白血病とがんしかないと言われることが理解できません。

それから、この夏、ネット上にかなりニュースが流れておりまして、食中毒がとんでもないケース起こっております。一般の新聞やテレビではほとんど報道されていないような状況です。その点についてはどうお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○司会（木村参事官） 3点目の話はむしろ食品の流通の話になると思いますので、後段で時間があれば取り上げたいと思います。前2点について、内閣府の食品安全委員会からよろしくお願いします。

○久保専門官 シーベルトは外部しか使ってはいけないというのは、私どもは把握してございません。先ほどご説明したとおり、内部被曝につきましては実効線量係数というのをそれぞれ掛けて、体の内部被曝に対するさまざまな影響を乗じた数として、最終的にシーベルトという形で評価、比較できるような仕組みになってございます。それは国際的に妥当と認められている一つの単位と承知しております。

あと、がん以外のいろいろ健康障害ということでございますけれども、がん以外の症例につきましては、先ほど出しましたが、チェルノブイリでも、今までの生活から切り離され、コミュニティが破壊された中で、避難地で非常に苦労されて生活されています。そういったいろいろな放射能以外の外部的な要因も大きくかかわってくると聞いてございますので、低線量の部分で放射線の直接的な影響があるという報告は残念ながら見つけれなかったというのが私どもの見解でございます。

○司会（木村参事官） 時間の関係もありますので、そのほかの方。今手を挙げられている方。マイクをお持ちしますので、所属とお名前をできればよろしくお願いいたします。

○質問者D 子供を持つ主婦で、■■■と申します。簡単に3点、ご質問させていただきたいと思います。

500 ベクレルという食品の暫定基準から、今度新基準ということで食品の主なベクレルで100ベクレルですけれども、この新しい基準からは暫定という言葉が取られています。これは今後固定されていく基準値だと私は受けとめているんですが、ここからさらに基準値を見直し、改正していくには、どのようなケースが考えられるかお伺いしたいと思います。

それと、2点目は、資料1の6ページの放射性物質が減る仕組みですけれども、今回の講演では自然放射能と原発から排出された人工的な放射性物質を一緒にして語られている

ように認識しておりますが、これらが外に排出されていく過程というのは、健康な人を基準にして考えられた数値なのか。おそらく放射性物質が体内に入る内部被曝を起こしますと、そこから免疫性や病気に対する抵抗能力なんかも減っていくと思うんですけども、そういう人間がそもそも持つ自然治癒力などが減っていく状況でも同じような状況が見られるのかどうかです。

そして、3点目は、今まで皆様方が参考にされてきた海外や国内の文献、さまざまな資料がおりだと思っておりますが、今回の福島第一原発事故における日本の対応、データ収集、それからこれからはいろいろな症状をたくさんリサーチしていくこととなると思います。そういうものが世界的にも貴重な情報として注目されていると思います。それらをどのように管理して、どのようにデータを収集して、今後どのように日本の国民に、正確に、正しく、適切に公開していただけるのか、その点お願いいたします。

○司会（木村参事官） 1点目は基準課だと思しますので、よろしく。

○鈴木補佐 まず1点目の500ベクレルから100ベクレルに変えた後の基準値が今後見直されるかということについては、この基準は福島の事故を受けて、状況が以前よりは大幅落ちついてきたことを踏まえて設定している基準値ですので、事故後の状況として今後長く使っていくものだと基本的には考えています。ただ、見直しの可能性があるかということですが、今回は福島の事故を受けて、こういった放射性物質がこういった割合で放出されたのか、専門家の先生方に詳細に分析いただいて設定した基準になりますので、そのいろいろな想定に狂いが生じて、目標とする線量のレベルが担保できないような事態が想定されてくれば、そのときには専門家の先生方のご意見を伺って、この基準が使えるのか再検討をしていくことになると思っています。

○司会（木村参事官） 2点目は、食品安全委員会からお願いします。

○久保専門官 放射性物質が体外に排出される仕組みについてということですが、基本的には一般のことです。ただ、ここに示してありますように年齢階層別に異なってきますので、実効線量係数を勘案するときには、そういった年齢構成を踏まえた、体に対する影響が減るファクターという形で示しているものと理解をしています。

○司会（木村参事官） ありがとうございます。

最後の3点目は、おそらく検査データだとか、今収集しているデータの今後の取り扱いという話だと思いますので、後半のところで担当者からできる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

そのほかで、どうぞ、その方。今マイクをお持ちしますので、少しお待ちください。

○質問者E ■■■■■の■■■といいます。2点お伺いします。

1点目は、基準値の考え方で、市場で流通する食品の汚染の割合を50%で計算されると言われたんですけども、先ほどのカリウムの件のご発言の中で、セシウムの追加汚染は非常にわずかであると。朝日新聞にも書かれましたが、福島の食事からの摂取量も非常にわずかです。そういう実態から見ると、この基準値がより安全側に立ったものだとい

うのはこの間ずっと説明は受けていますけれども、ほんとうに実態に即したものであるのか、科学的に妥当であるのかが非常にわからなくなってきました。その説明を少しお願いしたいと思います。

もう1点は、3月にこの基準値を公表して4月には実施するという事なんですけれども、リスクアナリシスの考え方で、リスクコミュニケーションが非常に大事だとこの間言われてきました。2月末まで各地でこういう会が開催されます。パブリックコメントも受けています。もっともっと生産者の方とかいろいろな方々の意見を聞きながらじゃないと、私たち国民で非常に不安な思いを持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。そんな中で、なぜこんなに早く決めていくのか、それもこの資料の中に4月にするんだというのが前提として書かれていることが、私にとっては非常に不思議な思いがします。なぜ前提としながらするのか、みんなと考えながらやっていくとしないのか、そこら辺も教えてください。

○鈴木補佐 まず、1点目の汚染割合の考え方についてです。今回、我々が基準をつくる上でよりどころの一つとしたものが、コーデックス委員会の食品のガイドラインでございます。コーデックス委員会というのは、WHO（世界保健機関）と、FAOという食糧農業の国連機関が共同で設置している、食品の国際規格を定めている機関であります。そちらが年間1ミリシーベルトというガイドラインを示しておりまして、さらに、その際に食品の汚染の割合を10%と想定しているということがございます。この10%という値ですが、実はコーデックスというのは世界中で使われる規格になりますので、自分の国で事故が起きた場合を想定しているのではなくて、よその国で事故が起きた場合に、その国からどうしても輸入が避けられない割合をおおよそ10%と見積もって、この数字を出しているということになります。

一方、日本は外国で事故が起きたのではなくて、まさに事故の当事者の国であるという状況でありますので、この10%という値をそのまま使うのは難しいであろうと。ただ、実態としてすべてが汚染されているということも当然ながらあり得ません。また、日本の食品輸入が、50%より下の数字でありますけれども、一定割合あると我々は見込んでいます。それを踏まえてコーデックスの輸入割合という考え方を日本に取り入れて、現在の暫定規制値でも採用している50%という値を置くこととしたところであります。

それからリスクコミュニケーションについてでございます。この新しい基準が社会に及ぼす影響は非常に大きいと我々も考えておりますし、国民の皆様のご関心が高いことも承知しております。内閣府の食品安全委員会さんから答申いただいたのが10月27日で、その後すぐ10月31日には、我々の薬事・食品衛生審議会の公開での審議をスタートしております。そうした形でできるだけ早く我々の基準値の考え方をお示しし、また、その過程は公開にしまして、ご意見を広く募れるようにというプロセスはできるだけ踏んできたつもりであります。しかしながら、それでもなお拙速ではないかといったご意見があることも当然のことだとは思っております。

○司会（木村参事官） よろしいですか。ほかの方で。奥の男性の方。

○質問者F 鹿児島から来ました、食品の担当の仕事をしている者です。

資料の2番の2ページですけれども、新たな基準値の考え方が厚生労働省として示されています。この暫定規制値については健康への影響はないと一般的に評価されて、安全は確保されていると。ただ、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から規制値を引き下げるという表現をされています。食品安全委員会が最近パンフレットを出されたんですが、これを見ますと、リスク評価で、食品に関して年間何ミリシーベルトまでは安全などといった明確な線を引いたものにはなっていません。今回、出された資料の1ページの最後で、スライド18では100ミリシーベルトの説明がされていまして、「考慮すべき値です」と。これを超えると健康上の影響が出る可能性が高まる、統計的な判断でこの値を使いますよという説明がされています。食品安全委員会としては、やっぱり安全という表現は極力外して表現されたいのではないかなと思っています。

厚生労働省として一般的にこの評価としては安全だと表現することが、一般市民の理解を得られるかどうか私も不安を持っています。今後、この基準に対しての説明会をするときに、このままの表現で理解を得るのは非常に厳しいなと少し思っているところです。

ですから、私としては、安全委員会が出されたこの表現をそのまま利用していただくというのが理にかなっているのかなと。現状は100ミリシーベルトですけれども、今から10年、20年後に福島や日本国民の方々から、もしかして、影響調査がどう出されるかわかりませんが、その調査を踏まえて、安全だったので少し上げてもいいといったリスク評価が得られて、この規制値が変動する可能性も当然あると思います。

安全という表現がそのままひとり歩きしてしまう、説明が非常に難しいと思っていますので、その辺の考慮ができないのかと意見させていただきます。

○司会（木村参事官） 厚生労働省の基準課の方で、何かございますか。

○鈴木補佐 ご指摘ありがとうございます。

まず、こちらにつきましては、先ほど内閣府からも説明がありましたけれども、暫定規制値の当初の評価としまして、暫定規制値の設定の根拠となりましたもとの年間線量レベルの放射性セシウム5ミリシーベルトというのは、かなり安全側に立ったものだという評価を食品安全委員会からもいただいているということが、こういった表現の一つの理由であります。

それから、スライドでもお示しをさせていただきましたが、自然放射線の変動の範囲に今回の事故によるセシウムからの被曝量が入っていることを考えますと、暫定規制値の管理下にある今回の追加のリスクが、自然界におけるリスクと比べて高まるものではないケースがほとんどであるといったことで、こういった説明をさせていただいております。

○司会（木村参事官） 時間もだんだんと迫ってまいりました。本来であればちょうど終わる時間になっており、これ以後は超過になります。したがって、後半のテーマ、すなわち食品の放射性物質の検査、農業生産現場における対応といったテーマについてのご

質問に切りかえさせていただきたいと思います。

この分野でのご質問がございましたら。はい、どうぞ。所属とお名前を言ってから、よろしくをお願いします。

○質問者 A ■■といいます。よろしくお願いします。

ゲルマの食品検査体制をきっちりっていただきたいんです。まだ全国で 250 ぐらいしか機械がないとも伺っております。この先、検査体制をきちんと整備し、各農協に 5 台、10 台あるような状況にしていくためのスキームみたいなものが既におありなのかどうか。

といいますのは、心配していらっしゃる農家さんが自分たちで機械を買って、共同で販売所を開いているところで測って、出ます。出ちゃったら県に持ち込んで、こんな値が出てしまいましたという、県は農林省が測ったわけでもない、東電が測ったわけでもないから、その数字をそのまま信用するわけにはいかないとわりと放置されるんです。放置されて 1 カ月、2 カ月、言っている間にそのお米は全部売れてしまったという事実があったりするからです。

補償するための文言の中に、東電もしくは農林省等が検査したその数字においてのみ補償がされるというようなことがあるそうです。そうなりますと、今、市民なんかが一生懸命測って、これはどうだ、あれはどうだ、市民だけじゃなく生産者の方そのものがほんとうに頑張って努力をされているんですけれども、結局そこで農協なんかがはかって大変なベクレルが出たときに、だれが補償してくれるんだ、それを保管しておく倉庫代はどかが払うんだということになって、せっかく皆さんが自分から調べようという気持ちになっていたものが、結局、尻すぼみになっているのが今の現場の状況のようです。その辺をこれからきちんと改善するための具体策をぜひお示してください。

○司会（木村参事官） 竹内専門官のほうからよろしくお願いします。

○竹内専門官 まず、ゲルマニウムの半導体検出器の体制をしっかりすべきだというご指摘かと思います。先ほどご説明いたしましたように、地方自治体という観点になるんですけれども、ゲルマニウム半導体検出器の購入補助ということで、これまでも農林水産省や、文部科学省等において検査機器の購入補助をしていました。厚生労働省としても、新しい基準値が適用されるに伴いまして、ゲルマニウムの半導体検出機器の購入補助をするということで、予算案に計上させていただいているところではございます。

質問のさらに後ろのほうでおっしゃったのは、JA の機器の配備と、それに対して補助とできないのかというご質問だと理解しています。食品衛生法上、監視・指導を行う形で補助をするということに実施要綱上なっておりますので、今のところ、私どものゲルマニウムの半導体検出機器の購入補助の対象になっているのが保健所設置市までになっておりまして、事業所さんが購入されるようなゲルマニウム半導体検出機器やヨウ化ナトリウム検出機器は補助の対象にはなっていないところではございます。

それでは、もっと厚生労働省としてもやるべきではないかということだとは思いますが、食品衛生法という法律の所管の中でやる形だと、今のところはどうしても保健

所設置市までしかできないところがございます。例えばゲルマニウムではないですがヨウ化ナトリウムの検出器は、今、消費者庁のほうで、一般の自治体向けに貸与事業を進めております。それについては第3次の要望を受けている段階だと承知しております。消費者庁さんの貸与事業の目的自体が、今おっしゃられたような、住民の皆さんが、食べる食品が大丈夫なのかと持ち込まれるときに対応できる検査機器ということで貸与していますので、そういったところについては消費者庁とも連携をしてやっていきたいとは考えております。ただ、厚生労働省の補助については、今の時点では食品衛生法の中での補助という形になっておりますので、その部分については今のところは保健所設置市の設置するところまでしか対応できないようになっております。

○清水補佐 農協や農家の方が自ら測定されるという取り組みですけれども、農林水産省としても、農協等が測定をする取り組みに対して支援しているところです。ただ、先ほどおっしゃったのは、おそらく賠償との関係で言えば、出荷制限なりがかけられた時には、賠償の中間指針の中でも明確に位置づけられています。出荷制限をかけるためには、やはり食品衛生法上のスキームに乗った公的な機関での検査結果が必要になるという意味だと思います。賠償に関して言えば、それ以外にも風評被害等、あるいは風評を懸念して作付を断念したという場合にも賠償の対象になり得ると位置づけられています。ただ、これについては個別の事情で判断される状況でもありますので、そこは必ずしも公的な検査に限った話ではないだろうと。そこはまさに個別のお話になるだろうと思います。

あと、農協が検査した結果をもって、県にご相談しても放置されたということですが、済みません、ちょっと事実関係がよくわからないんですが、米に関して言えば、まさに福島県においては、自主的に検査をした結果を受けて、県として正式に検査し、その結果出荷制限をかける、緊急調査を拡充するといった取り組みを行っているところです。事実としてどういったところで、どういったケースでというのがわかれば、ご相談いただければと思います。

○司会（木村参事官） そのほかの方で。どうぞ、手前の方。今、マイクをお持ちしますので、少しお待ちください。

○質問者G ■■■■■の■■■と申します。

ゲルマニウム検査機器は1台2,000万ぐらいします。あれをまたいっぱい買おうとされていますよね。チェルノブイリ原発事故以降、かなり日本で買っているんですけど、ほとんど捨てています。それは民間を含めてなんですけれど。

検査コストは、民間のきちんとした公的検査機関で検査すると、今、ゲルマだと数万円取ります。関東のあるそういった検査機関が、原発事故以降、数カ月で億もうけたという話も聞いています。当初はやはり8万ベクレルとかすごく高い数字が出ていたので、当然必要な部分だったんですけども、最近の傾向を見ると、最高でも数百ベクレルになっていて、山や森の作物だとか、あとは原発近郊の水産底ものあたりが今後のリスクかなと感じているんです。

そろそろ厚労省としても総括をやっていくべきかなと。各自治体を含めて、検査のやり方がばらばらだったじゃないですか。公表の仕方がようやくそろってきたんですけど、横ぐし刺して見られないんですよ。9万検体ぐらいやっているのを全部見えていますけれども、そこら辺をもうちょっと精査してほしいです。それから不必要な検査じゃなくてほんとうに必要な検査をやってほしい。そして、そこでもコストが浮くのであれば、農水省のほうにきちっと予算として出していって、もとを断つための除染対策にお金をぜひ使っていただきたいなと思うところです。

以上です。

○司会（木村参事官） 監視安全課のほうからよろしく。

○竹内専門官 おっしゃるとおり、ゲルマニウムの半導体検出機器は1台数千万円するというのは存じ上げております。ご質問のご趣旨としましては、23年度の検査結果がいろいろ集積されている中で、もう少し何か意見として言えるのではないかとこのところだと思います。

先ほどのスライドでもご説明いたしましたけれども、23年度の結果というのがおよそ10万件ですけども、10万件の結果を踏まえまして、検査計画ですとか出荷制限の指定、解除についての考え方を見直せるのではないかとということで、今、関係省庁とも確認をしながら、見直しの作業を進めているところでございます。

あと、多分公表の仕方にも問題があるのではないかとこのご指摘ではないかと思います。各自治体のほうから実施した9万件の結果については厚生労働省に報告してください、報告に当たってはこういったものをはかったのか、こういった検出器を使ったのか、どこまではかったのかというような情報を、様式を決めた上ですべて報告を求めています。ですので、報告様式はこちらでそろえたものを見ていただいているという形にしておりますけれども、ただ、わかりにくいということだと思いますので、その部分についてはビジュアル的にわかりやすい形で何かできないか検討していきたいと思っております。

○司会（木村参事官） 農林水産省は何かありますか。

○清水補佐 ご指摘ありがとうございます。農地の除染、吸収抑制対策をしっかりと進めていきたいと思っております。

○司会（木村参事官） そのほかに。はい、どうぞ。

○質問者D 済みません、先ほどもご質問させていただきました■と申します。

先ほど質問をさせていただいた、日本国内における被害や実態をこれからデータ収集する上での具体的な収集方法、管理、データの取り扱い、国民に広く、タイミングよく公開をしていただく方法などを具体的に教えてください。

もう1点は、3月11日の震災から半年ぐらいたったところに、私は食品衛生管理者という、1日講習を受ければ取得できてお店が開ける資格を講習会に行って取得しました。そこでは、震災後から半年たっているにもかかわらず、食中毒に関しては詳しくお話があったんですが、放射性物質による汚染や食品に関する影響は一切触れられておりませんでした。

おそらく食品衛生法という法律をもとに講義されていたと思いますが、今後、食を扱う専門家の方たちへの周知徹底、教育なども含めて、法律にどのように放射性物質の取り扱いを組みこんでいかれるのか、その時期はどれぐらいなのか、今計画しているのかなど、具体的に教えてください。

○竹内専門官 2点ほどご質問いただいたかと思うんですけども、1点目につきましては、食品中の放射性物質の検査というよりも、例えば環境モニタリングの結果ですとか、そういう文科省さんとかいろいろなところでやられているデータをどうまとめていくのかという観点でご質問ですか。

○質問者D すべてです。

○竹内専門官 すべてですね。食品に限らず、人体影響について、情報公開や集約の体制をどういうふうにやっていくのかというご質問かと思います。

私はあくまでも食品の担当でございますけれども、一応食品については先ほどご説明しましたように、検査結果については公表していると。公表している結果については、先ほどご質問いただいた方の中でもあったのですけれども、その検査結果を踏まえて、地方自治体の検査計画をどういうふうにやっていくのかということについても、検査計画の考え方を示していく形で見直しを随時やっていこうと考えております。

一般論的な話になってしまうかと思うんですけども、食品や環境中、もしくは人体影響といったことについては、情報の管理や公表の仕方は、やはり政府全体として今後議論がされていった上で、皆様にわかりやすい形で公表していくことになるのではないかと考えております。

もう1点は、講習会で放射性物質の話がなかったではないかというご質問ですけども、今回の事故を受けて、放射性物質についても話があってもよかったのではないかというご意見だと思います。その部分については、今後、そういったところでも話が言及できるように、放射性物質については、例えば検査法の技能習得の関係といったことについても、こちらから説明をしていくよう努めていきたいと考えております。

○質問者D 法律への盛り込みについては。

○竹内専門官 法律への盛り込みという観点でいえば、まず、基準値が食品衛生法の11条の規格という形で盛り込まれます。それに基づいて、都道府県での監視・指導計画ということで、通常の監視・指導の中で食品中の放射性物質についても検査していくという形になっていくかと思います。それについても、厚生労働省のほうから技術的な助言や支援ができることについては、都道府県等もしくは検査される方に対して行っていきたいと考えております。

○質問者D 一般的な予定はありませんか。

○竹内専門官 今のところは、いつごろにこうするとかいうのははっきりとはしておりませんけれども、4月から施行されることになりますので、4月施行に合わせた形で何かできるかどうか、当然検討したいと思います。

○司会（木村参事官） ほかの方で。一番手前の方、よろしくお願いします。

○質問者H 個人消費者として参加させていただいております■です。

済みません、ちょっと戻ってしまうかと思うんですけども、資料の数字の確認をさせてください。資料1の通常の食品に含まれる放射性物質（カリウム40）の表の数字についてです。食品名とその隣に放射能と書いてあって、例えば干し昆布だったらキロ当たり2,000ベクレルという書き方をしています。これは干し昆布のカリウムの数値ですか。それとも、カリウム40という放射性物質の数値になるんですか。

○司会（木村参事官） この点だけ担当職員に答えていただきますけれども、テーマ以外のことはなるべく一番最後のところでお願いしたいと思います。まずは今の点だけ、よろしく。

○久保専門官 これはカリウム40という放射性物質が放射線を出す能力を示している数字になります。

○司会（木村参事官） 今は検査、農産物の現状、あるいは流通についてのテーマです。時間も大分超過してございますので、できればもう一人、二人ぐらいで終わらせていただきたいと思います。この際ご発言という方はおられますか。一番奥の方。所属とお名前からよろしくお願いいたします。

○質問者I 子供を持つ母親です。■と申します。よろしくお願いいたします。

国の暫定基準値と輸入食品に対する数値が、500ベクレルと370ベクレルと差があるということで、9月30日の段階で東京都が輸入食品の検査をやめているということをニュースで拝見したんですけども、現在のその状況、また、全国的な実施状況について教えてください。

○竹内専門官 済みません、質問の確認をさせていただいてもよろしいですか。輸入食品の全国的な調査状況ということでしょうか。それとも、食品全般についての放射性物質の検査状況についてということでしょうか。

○質問者I 両方で構いません。

○竹内専門官 まずは輸入食品につきましては、先ほどのスライドでもご説明しましたがけれども、特に欧州産のものについて、検疫所で食品の放射性物質の検査が実施されています。何件ぐらいされているのかは今手持ちで資料として持っておりませんのでお答えできないんですけども、検疫所では一定程度、輸入食品について実施しております。

一方、全国的にどうかを申し上げますと、特に先ほどお示ししました17都県では集中的にされているということはあるかと思います。

一方で西日本の県でゼロということではなく、島根県や鳥取県、四国の各県でも検査はちゃんと実施されているかとは思いますが、ただ、数ということでは、17都県のほうが多いかと思えます。

○質問者I 9月30日のニュースによると東京都が現在検査をやめているという状況なんですけれども、では、いつから再開されたかはご存じでしょうか。

○竹内専門官 済みません、そこは存じておりません。

○質問者 I 現在も行われていない可能性があるのでしょうか。

○司会（木村参事官） あまり個別の質問には答えられない場合がございますので、もし細かい話がありましたら、私ども厚生労働省のホームページのほうでも、現在、ご意見等の募集をやってございますので。

○質問者 I イエスかノーかで答えられると思いますけれども。わからないということでしょうか。

○司会（木村参事官） その1点だけでよろしゅうございますか。じゃあ、その1点だけ。

○竹内専門官 済みません、今わかりません。

○司会（木村参事官） わかりました。

○司会（木村参事官） ということで、よろしくお願いします。

申しわけございません。ただ今、ご意見等の募集を2月4日まで受けつけてございますので、もしどうしても本日時間が足りなくて、お聞きしたい点がございましたら、そちらのほうにお寄せいただければと思います。

もう時間になりますのでこれで終わりたいと思いますが、特段あと1点お聞きしたいという方はございますでしょうか。それでは、奥の方よろしくお願いします。

○質問者 D 済みません、これは質問というよりも意見です。資料2の4番に当たります、規制対象とする放射性核種の考え方について①というところです。ここから放射性ヨウ素が抜け落ちていると思いました。なぜなら、現在でも福島周辺及び関東には震度4に相当する地震が多発しております。福島第一原発の事故も完全な収束ではなく、燃料がどこにあるかさえも今わからない状況であって、今後地震によってはどのようなようになっていくか、今のところだれも把握できていないのではないかと思います。再度事故が起こってからヨウ素の基準を改めてやるよりは、今のうちから何が起こっても大丈夫なように、ヨウ素に関してもまだ規制対象としてきちんと残すべきではないかと思っておりますので、ぜひご検討をお願いいたします。

○司会（木村参事官） ありがとうございます。

それでは、大変申しわけございません。時間が超過してしまいました。本日はこれもちまして、意見交換会並びに「食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質対策に関する説明会～」を終わらせていただきたいと思います。

お手元にアンケート調査があるかと思います。ぜひご記入の上、お帰りの際には回収箱に出していただければと思います。

本日は長時間にわたり、まことにありがとうございました。